［(27)　略］	［(27)　同上］
［へ　略］	［へ　同上］
［四十八～五十九　略］	［四十八～五十九　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この規則は、令和四年十二月二十九日から施行する。

○国家公安委員会規則第二十一号

道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）及び道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和四年政令第三百九十一号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和四年十二月二十三日

国家公安委員会委員長　谷　公一

道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則

（指定講習機関に関する規則の一部改正）

第一条　指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（運転適性指導員） **第五条**　法第百八条の四第一項第一号の国家公安委員会規則で定める者は、次に掲げる要件に該当する者とする。 ［一・二　略］ 三　次のいずれにも該当しない者であること。 イ　［略］ ロ　法第百十七条の二の二第一項第九号又は法第百十七条の五第一項第二号（法第百八条の七第一項に係る部分に限る。）の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者 ハ　［略］ ［四・五　略］	（運転適性指導員） **第五条**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　［同上］ イ　［同上］ ロ　法第百十七条の二の二第一項第九号又は法第百十七条の五第二号（法第百八条の七第一項に係る部分に限る。）の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者 ハ　［同上］ ［四・五　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（交通事故調査分析センターに関する規則の一部改正）

第二条　交通事故調査分析センターに関する規則（平成四年国家公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（警察署長等が提供することができる情報等） **第四条**　法第百八条の十六第一項の国家公安委員会規則で定める情報又は資料は、次のとおりとする。 一　法第七十二条第一項後段又は法第七十五条の二十三第一項後段若しくは同条第三項後段の規定による報告に係る情報又は資料 二　法第七十二条第三項又は法第七十五条の二十三第五項の規定による指示に係る情報又は資料	（警察署長等が提供することができる情報等） **第四条**　［同上］ 一　法第七十二条第一項後段の規定による報告に係る情報又は資料 二　法第七十二条第三項の規定による指示に係る情報又は資料